

(平成26年5月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

中部（静岡）国民年金 事案 3715

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から47年3月まで

私は、時期は定かではないが、住み込みで勤務していた職場の事業主とその奥様に「20歳を過ぎたのであれば国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するものである。分からないことは市役所で教えてもらいなさい。」と言われたので、市役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。市役所で保険料を納付した時、国民年金手帳に紙を貼り付けたが、その紙が何枚かあったので、20歳からの保険料をまとめて納付したと思う。国民年金手帳は紛失してしまったが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、35年以上の長期間にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険被保険者資格を喪失後の国民年金加入手続も適切に行っているほか、保険料の前納制度を利用するなど、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に対してはこれまでに国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。申立人のこれら国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等によると、1回目は、昭和47年8月頃に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、申立人が20歳に到達した45年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられ、2回目は、51年5月頃に払い出されており、厚生年金保険

被保険者資格を喪失した同年4月に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。申立期間については、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に基づく国民年金被保険者期間であるところ、前述の加入手続時期（47年8月頃）を基準とすると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、申立人は、市役所で国民年金保険料を納付した時、国民年金手帳に紙を貼り付けたが、その紙が何枚かあったので、20歳からの保険料をまとめて納付したと思うとしているところ、申立人が当時居住していたA市によると、社会保険事務所（当時）から過年度保険料の納付書を預かっており、同市役所内の金融機関において過年度保険料（国庫金）の取扱いをしていたとしている。このため、申立人は、同市役所で加入手続を行った時点において、申立期間の保険料に係る納付書入手し、これを用いて保険料を納付することが可能であったことから、保険料の納付意識が高かった申立人が、17か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8427

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで
私は、A社に昭和35年3月に入社し、平成9年6月に退職した。

申立期間についても、A社に勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C出張所から同社D出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が、「申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答していることから判断すると、昭和46年1月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

申立期間について、A社から賞与の支給があったので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給与支給明細書（平成17年2回目賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（21万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

申立期間について、A社から賞与の支給があったので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給与支給明細書（平成17年2回目賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和25年5月1日に、資格喪失日に係る記録を28年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を25年5月は5,000円、28年7月は8,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月は8,000円、同年5月及び同年6月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、申立期間②及び④については、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間③については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年4月1日まで
② 昭和25年5月1日から同年6月20日まで
③ 昭和28年7月31日から同年8月1日まで
④ 昭和29年4月29日から同年7月8日まで

私は、学校卒業後A社に就職し、昭和23年4月から同社D支店に勤務した。その後、同社E支店及びC支店に転勤となり、33年9月に同社を退職するまで継続して勤務していた。しかし、私の年金記録は、申立期間①、②、③及び④が空白となっている。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、B社が提出した辞令原簿により判断すると、申立人がA社E支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険事業所台帳によると、A社E支店は、昭和28年8月

1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②及び③については適用事業所となる前の期間であることが確認できるところ、B社提出の人事記録（計算書）により、当該期間について、A社E支店における勤務が確認できる複数の同僚が、同社（本店）において厚生年金保険の被保険者となっていることから、当時同社では、適用事業所となっていない同社支店等に勤務していた者は、同社（本店）で厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが認められる。

また、B社は、「支店間の連絡不備により厚生年金保険の空白期間が発生したと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年6月及び28年6月の記録から、25年5月は5,000円、28年7月は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和28年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が、これを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間④について、B社が提出した辞令原簿より判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社E支店から同社C支店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、上記辞令原簿によると、申立人は、昭和29年4月5日にA社C支店へ異動したことが認められるが、オンライン記録における同社E支店の資格喪失日が同年4月29日となっていることから、同日を同社C支店の資格取得日とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社C支店におけ

る厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年7月の記録から、同年4月は8,000円、同年5月及び同年6月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間①について、申立人は、昭和23年4月からA社D支店に勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録によるとA社D支店が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和24年4月1日であり、申立期間①当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社は、申立人の入社日が確認できる資料の保存は無いことから、当該期間における申立人の勤務実態について不明と回答している上、A社D支店の同僚からも、申立人の同社同支店における勤務開始時期についての証言は得られなかった。

さらに、B社が保存している同僚の辞令原簿及び同僚より提出のあった人事記録（計算書）により、昭和23年3月からA社D支店勤務が確認できる同僚二人について、その年金記録を確認したが、申立人と同じく24年4月1日に同社同支店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、同年8月及び同年9月は1万円、同年10月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月31日から同年11月1日まで

私は昭和31年2月にA社に入社し、38年7月15日まで継続して勤務した。しかし、年金記録では、同社B支店から同社C支店へ転勤した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間及びその前後に係るA社の給与支払明細表、計算書、同社から提出された人事記録及び同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出された計算書から判断すると、申立人が、申立期間においてはA社B支店に勤務していたと推認できることから、同年11月1日とすることが妥当である。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細表にお

いて確認できる保険料控除額から、昭和 34 年 8 月及び同年 9 月は 1 万円、同年 10 月は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明である旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年1月25日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月25日から同年2月25日まで
② 昭和44年9月25日から同年10月1日まで

私は、B社に昭和43年10月1日に入社し、57年10月末に退職するまで継続して勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところC社からA社に異動し、同社から再びC社に異動した際にそれぞれ1か月の空白があることが分かった。

申立期間①及び②について、当時の資料は無いが、B社に継続して勤務していたことは確かなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の記録及びB社から提出された在籍記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（C社からA社に異動、その後同社から再びC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、一緒に異動したとする同僚の記録から、申立期間①及び②当時はA社に在籍していたことが推認できることから、申立人の同社の資格取得日を昭和44年1月25日、資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44

年2月及び同年8月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管している申立人に係るA社における「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、厚生年金保険の資格取得日が昭和44年2月25日、資格喪失日が同年9月25日となっていることが確認できることから、事業主が同年2月25日を厚生年金保険の資格取得日、同年9月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月4日から27年7月31日まで
② 昭和27年7月31日から28年3月1日まで
③ 昭和31年8月29日から同年9月1日まで

私は、昭和26年9月4日にA社に入社し、同社D出張所及び同社C出張所で勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は、28年3月1日とされているので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間③当時は、A社のC出張所からE出張所に異動となったものの、同社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人と同時期にA社C出張所から同社E出張所へ異動したとする同僚の証言及びB社の回答から判断すると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務し（同社C出張所から同社E出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録及びA社E出張所に係る厚生年金保険被保険者記録から判断すると、昭和31年9月1日とするのが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 31 年 7 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、A社D出張所の同僚及び同社C出張所の同僚の証言から判断して、期間を特定することはできないものの、申立人が昭和 28 年 3 月 1 日以前から同社D出張所及び同社C出張所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社D出張所及び同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 28 年 3 月 1 日(以下「新規適用日」という。)であり、申立期間①及び②当時、適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社は、「当時の資料が無いため、申立期間①及び②における申立人の勤務実態や、給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。当時は事業所が多数あり、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったところも多かったと聞いている。」と回答している上、新規適用日にA社D出張所又は同社C出張所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚も、「入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月31日は、23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月
② 平成17年3月

A法人において勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給されていたと記憶するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A法人から提出のあった「16年3月度賞与支給控除一覧表」並びに同法人から申立人への給与及び賞与の振込みが確認できる銀行の取引履歴調査結果（流動性預金）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（23万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る賞与の支払日については、申立人の銀行口座への振込日から、平成16年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当初、当該期間において、A法人に係る厚生年金保険の被保険者全員についての賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行してい

ないと認められる。

一方、申立期間②について、A法人から提出のあった「17年3月度賞与支給控除一覧表」において、申立人と考えられる賞与の支給記録は見当たらない。

また、申立人はA法人の給与及び賞与は銀行振込であったと記憶しているところ、同法人から申立人への給与及び賞与の振込みが確認できる銀行の取引履歴調査結果（流動性預金）によれば、平成17年3月31日に同法人から申立人に対して13万8,054円の振込額は確認できるものの、当該振込額は、その額から見て給与のみの振込額と考えられ、ほかに同年3月において、同法人からの振込みは確認できない。

さらに、申立人は、当該期間の賞与明細書を保管しておらず、A法人は、平成23年3月に解散し、当時の事業主も既に他界していることから、申立人に係る当該期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3716

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、私は、申立期間の保険料を昭和56年5月20日に納付した領収証書を持っている。以前、年金事務所に確認したところ、申立期間の保険料は、還付済みであるとの回答をもらったが、還付金を受け取った記憶も無く、還付されたことを示す資料も無いので申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間の保険料が還付されたのであれば、その還付方法について知りたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料（7,650円）を昭和56年5月20日に納付した領収証書があるのに還付金を受け取った記憶も無く、還付されたことを示す資料は無いとし、申立期間の保険料が還付されたのであれば、その還付方法について知りたいとしているものの、当時の還付金の支払方法には、金融機関の預金口座への振込みのほか、社会保険事務所（当時）の窓口での支払などがあり、国民年金被保険者台帳及び還付整理簿には、これらの還付金の支払方法までは記載することとされていないため、具体的な支払方法を確認することはできない。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料については、申立人が所持する領収証書により、昭和56年5月20日に納付されたことが確認できるところ、申立期間の保険料は、同日時点において既に2年の時効が成立していたことから、保険料が還付されたことについて不合理な点は見当たらない。

また、還付整理簿によると、A社会保険事務所は、昭和56年5月22日に申立期間の保険料（7,650円）を還付することを決定し、同年6月24日に同社

会保険事務所から還付金が支払われたことが確認できる上、国民年金被保険者台帳において、「還付 48. 4～49. 3 まで7,650円 (56. 5. 22)」と保険料が還付決定されたことをうかがわせる記載が確認でき、これら一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付された昭和56年当時、保険料の還付請求手続は、社会保険事務所から申立人に送付された還付請求書を申立人が市役所に提出し、その後、社会保険事務所において事務処理を行うこととされていたところ、申立人が当時居住していたB市の国民年金被保険者名簿においても、「56. 5. 28 還付請求」「還付 48/4～49/3 7,650」と還付手続が行われたことをうかがわせる記載が確認できることから、申立期間に係る保険料については、申立人が56年5月に還付請求を行い、同年6月にA社会保険事務所から前述のいずれかの方法で申立人に対して還付されたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

中部（富山）国民年金 事案 3717

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年7月までの期間及び6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月から同年7月まで
② 平成6年3月

私は、申立期間当時、厚生年金保険の加入期間が短い仕事を繰り返しており、その都度、A市役所で厚生年金保険と国民年金の切替手続きを行い、送付された納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、3年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険記号番号により、9年1月1日付けで付番されており、申立人の国民年金被保険者資格は、当該基礎年金番号により同年2月18日付けで学生が国民年金の強制加入被保険者となった3年4月1日まで遡って取得する事務処理が行われ、同時に、申立期間を含む同年4月1日から9年1月23日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴う国民年金被保険者資格の取得及び喪失も追加処理されていることが確認できる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、未加入者に対して納付書が送付されたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の国民年金被保険者資格が追加処理された時点（平成9年2月）において、申立期間の国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人は申立期間の保険料を過年度保険料として遡って納付することは

できなかったものと考えられる。このことは、オンライン記録によると、申立人は上述の追加処理された時点（同年2月）において時効が成立していなかった7年3月の保険料から納付を開始していることとも符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3718

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年12月まで

ねんきん定期便では、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされているが、私は、当時、免除申請を行うような状況ではなかったし、免除申請手続を行った記憶も無い。昔のことなので詳細は覚えていないが、申立期間の保険料は、送付されてくる納付書により、私がA村（現在は、B町）役場の本庁か支所で納付していたと思うので、申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、送付されてくる納付書により、A村役場の本庁か支所で納付していたと思うとしているものの、保険料の納付金額及び納付周期等は覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時は免除申請を行うような状況ではなかったし、免除申請手続を行った記憶は無いとしているものの、申立人の国民年金被保険者台帳及びA村の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間の保険料は申請免除とされており、これら記録に不自然な点は見受けられず、申立期間の保険料が納付されていた形跡はうかがえない。

さらに、B町によると、申立期間当時はA村において、同一世帯の家族が本人に代わり国民年金保険料の免除申請書を提出する事例はあったと思われるところ、申立人が申立期間当時に同居していたとするその父親及び母親のオンライン記録及び同村の国民年金被保険者名簿によると、父親及び母親についても、申立期間の保険料は申請免除（父親は、昭和60年1月に当該期間の保険料を追納）とされていることから、当時、父親又は母親が申立人の

免除申請手続を併せて行った可能性も考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8435（愛知厚生年金事案 3587 及び 5018 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月頃から 35 年 7 月頃まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることを知り、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたものの、平成 22 年 5 月 26 日付け及び 23 年 1 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもたらした。

しかし、私がA社を退職する際、事務の女性から、「これは一生大事な番号だから大事にきなさいよ。」と、証書を受け取った記憶が鮮明に残っていることから、同社では厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（初回及び2回目は、昭和 34 年 1 月頃から 36 年 4 月頃まで。）に係る申立てについては、A社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、i) B社は、当該期間当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主の連絡先も不明であること、ii) A社の複数の同僚の証言によると、当時、同社では、従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかったこと、iii) 当該期間において、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いこと、iv) 申立人の「申立期間当時の女子事務員に照会してもらえば、私が厚生年金保険に加入していたことが証明されると思う。」との主張については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において、申立人が主張する女子事務員の氏名は確認できず、同社の複数の同僚に確認するも、当該女子事務員についての証言は得られないとして、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 5 月 26 日付け及び 23 年 1 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、申立期間を昭和 34 年 1 月頃から 35 年 7 月頃までに変更した上で、「事務の女性から、『これは一生大事な番号だから大事に

しなさいよ。』と証書を受け取った記憶が鮮明に残っていることから、A社では厚生年金保険に加入していたはずだ。」として、再度調査してほしいと申し立てている。

しかし、A社の複数の同僚の証言により、当時、同社の事務担当者であったと考えられる女性二人に照会を行ったものの、そのうちの一人は、「入社当初は違ったが、途中から事務の仕事をしていた。申立人はA社で働いていたと思うが、古いことなのでそれ以上のことは分からない。」と回答しているほか、残りの一人からは、回答を得ることができないことから、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「証書を受け取った記憶があり、社会保険事務所（当時）が私の記録を消したのではないか。」と主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は見当たらず、被保険者資格の取消しに関する記載も確認できない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8436

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 20 日から 53 年 1 月 21 日まで
私は、A社（現在は、B社）C支店で、昭和 51 年 1 月 20 日から 56 年 10 月 20 日まで勤務していたが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が、「C支店が開店したのは昭和 52 年春で、新人研修があった。」と証言しているところ、申立人は、「同店で新人研修は受けておらず、ベテランの方に業務を教えてもらった。」と述べている。

また、B社の事業主（A社C支店の店長）は、「申立人がC支店に勤務していたことは覚えているが、当時の事業主は他界しており、資料も保管しておらず、詳しいことは分からない。」と回答している上、申立人を記憶しているA社の同僚からも申立人の勤務期間に係る具体的な証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、A社C支店に勤務していた複数の同僚の回答により、同店では、正社員以外の勤務時間の短い従業員については、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえるところ、前述のB社の事業主は、「申立人は、子供を迎えに行くため、15時頃までの勤務だったと思う。」と回答している上、申立人も、「最初は正社員ではなかった。勤務時間も短く、融通をきかせてもらった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 22 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 8 月 18 日から同年 12 月 30 日まで
③ 昭和 47 年 1 月 13 日から 49 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 49 年 2 月 7 日から同年 7 月 6 日まで

A社、B社、C社、D社及びE社の年金記録が脱退手当金支給済みとなっている。学校卒業後に入社したE社については、脱退手当金を受給した記憶があるが、それ以外の期間については受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の実家の住所が記載されており、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの金融機関に提示し、受給する扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われている上、申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて支給額が計算され、当該支給額に計算上の誤りは無く、このほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月半後の昭和50年1月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。